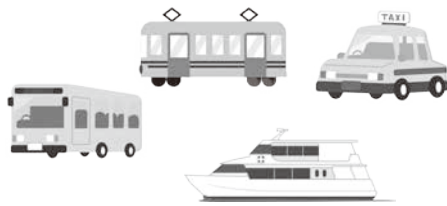


対象者に利用券を配布します。  
 引き換え用はがきの内容を確認のう  
 え、4月10日(水)から12月27日  
 (金)までの平日にお近くの地域セン  
 ターへお越しください。  
 ※本庁では、市役所本館1階の中央  
 地域センター(自治振興課前の特設  
 窓口、5月以降は16番窓口)でお渡  
 します。

### ■高齢者のかたへ

「バス・電車共通」「タクシー」「船舶(伊  
 王島・高島・池島)」利用券のいずれか  
 一つ(5,000円相当分)をお渡しします。  
**対**昭和25年3月31日以前生まれの  
 市民 ※障害者のかたを除く。



### ■障害者のかたへ

「バス」「電車」「タクシー」「ガソリン」「船舶  
 (伊王島・高島・池島)」利用券のいずれか一  
 つ(5,000円相当分)をお渡しします。  
 ※バス・電車はスマートカードへの積み増し  
 もできます。なお、子ども用は3,000円相当。  
**対**次のいずれかに該当する市民  
 ①身体障害者手帳1～3級か療育手帳、精  
 神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた  
 ②昭和25年3月31日以前生まれで、身体  
 障害者手帳4～6級をお持ちのかた

### 【福祉タクシー利用券】

福祉タクシー利用券48枚をお渡しします。  
 ※他の利用券との重複交付はできません。  
**対**在宅の市民で、次のいずれかに該当するかた  
 ①身体障害者手帳1・2級をお持ちで車いす  
 を常に使用している  
 ②療育手帳A1・A2・Aを持っている  
 ③視覚障害1級で、単身世帯、介助者が日中  
 不在の世帯、介助者が高齢で介助ができな  
 い世帯、視覚障害1級の夫婦のみの世帯の  
 かた ※所得税非課税世帯に限ります。

高齢者・障害者のかたへ  
**バス・電車などの  
 利用券をお渡しします**

●問い合わせ●  
 高齢者すこやか支援課  
 ☎ 829-1146  
 障害福祉課  
 ☎ 829-1141

### 国民健康保険税の申告はお済みですか？

申告が必要なかたで、まだお済みでないかたは早めのご提出を(申告が  
 必要と思われる世帯には申告書を郵送しています)。  
 ※なお、申告をしなかった場合、国民健康保険税の減額が受けられない  
 場合があります。申告は地域センター・地区事務所でもできますので、  
 ご利用ください。



### 長崎市外に在住で、国民健康保険証をお持ちのかたは手続きが必要です

次の①・②のいずれかに該当するかたは、  
 毎年、長崎市への届け出が必要です。  
 ①市外の学校や施設に通学・在園しているた  
 め、住民票が長崎市外にあるかたで、長  
 崎市の国民健康保険証を持っているかた  
 (保険証の右側に(学)または(園)の記載がある)  
 ②長崎市内に在住のかたで保険証の右側に  
 (遷)の記載があるかた  
**所**(申請)地域センター

【必要書類など】  
 ・保険証  
 ・届出人の身分証明書(個人番号カード、  
 運転免許証など)  
 ・在学または在園を証明するもの  
 ・現在お住まいの市町村の住民票(住民異  
 動届を直近3カ月以内に提出している場  
 合で住所に変更がない場合は、住民票  
 の提出は不要)。

国民健康保険の  
**手続きは  
 お済みですか？**

●問い合わせ●  
 国民健康保険課  
 ☎ 829-1226

〈広告〉